

## 陸上自衛隊関東補給処オープンカウンター方式実施要領

## (目 的)

第1条 この要項は、陸上自衛隊関東補給処調達会計部長（以下、「契約担当官等」という。）がオープンカウンター方式により実施する物品の調達、役務の提供、その他の契約（以下「物品調達等」という。）を行う場合の取扱いについて定めることを目的とする。  
なお、本実施要領に定めのない事項は「入札及び契約心得」によるものとし、本実施要領と「入札及び契約心得」に相違がある場合は、本実施要領を優先する。

## (定 義)

第2条 オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年法律第35号）（以下「会計法」という。）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積り合わせにおいて、見積りを徴する相手を特定することなく、公表により参加者を募り見積り合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

## (対 象)

第3条 この要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第99条第2号から第4号及び第7号に規定する契約のうち、契約担当官等がオープンカウンター方式によることが適当であると認めたものを対象とする。

## (対象案件の公表)

第4条 対象案件は、別紙第1「陸上自衛隊関東補給処におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について」の名称を付し、陸上自衛隊関東補給処のホームページ及び掲示板（以下「ホームページ等」という。）で公表するものとし、公表に付する事項は、件名（品名）納入（履行）場所、納期（履行期限）、見積依頼書公表日、見積書提出期限及び見積り合わせの日時とする。なお、公表期間は14日間を基準とする。

## (参加資格)

第5条 見積り合わせに参加することができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。
- (2) 予決令第71条の規定に準じて、これに該当しない者であること。
- (3) 原則として、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していることに限定した条件を付すことは行わず、当該資格を有しない者であっても見積書を提出できることとする。
- (4) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していることを要件としない場合、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」若しくは同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者又は当該認定を受けていない中小企業・小規模事業者であって、参加しようとするオープンカウンター件名リストの案件と同等規模の契約を常時継続的に

締結していることを証明できる者等、防衛省、他省庁又は市町村との契約実績など過去の実績等により十分な履行能力が証明でき、分担官から参加が認められた者

- (5) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していることを要件とする場合、B、C D等級以上に格付けされている者とする。
- (6) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」又は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品調達等について防衛省と契約を行おうとする者は各契約機関で実施される競争入札に参加することはできないものとする。ここでいう「資本関係又は 人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 資本関係がある場合次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
    - (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
    - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - イ 人的関係にある場合次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
    - (ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員 執行役員、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員は除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合ア又はイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (8) 現に指名停止を受けている者の下請負については、認めないものとする。
- (9) 「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約する者（見積書の提出等）

第6条 見積り合わせに参加を希望する者は、ホームページ等で掲載又は契約担当官等が手交した見積依頼書、本要領、仕様書、その他詳細資料（以下「仕様書等」という。）を熟覧又は熟読した上、見積りしなければならない。

2 前項において希望があれば、手交に替え仕様書等をファックス等にて受領することができる。

3 見積書の様式は別紙第2のとおりとし、次の要領により記載するものとする。

- (1) 品名、金額、数量、履行期限、履行場所、日付等を記載するほか見積者（法人または団体の場合は代表者）氏名、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- (2) 見積金額の訂正をしないこと。
- (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと。
- (4) 同一人が金額の異なる2通以上の見積りを作成しないこと。
- (5) 契約相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）をもって契約価格とするので、見積り合わせ参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (6) 前各号に掲げるほか、契約担当官等の指示に違反しないこと。

4 見積書及び前条第5号で定める参加資格を証明する書類の写しの提出に当たっては、持参のほか、郵送又は「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出しなければならない。この際、見積書を封筒に封かんし、封筒表面に件名リスト一連番号及び件名（品名）を朱書きすること。

5 前項において、見積書提出期限までに担当者の手元に到達しなかった見積書は無効とする。

6 一度提出した見積書の引換え、変更又は取り消しは認めない。

（同等品の承認）

第7条 同等品等による見積書の提出を希望する者は、同等品の申請をして、見積書の提出期限までに承認を得るものとする。

（見積り合わせ）

第8条 見積り合わせに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書の提出がないときは、契約担当官等が選定した者へ見積りを依頼することができる。

3 見積り合わせに参加する者は市場価格調査等に協力するものとする。

（無効な見積書）

第9条 次の各号に該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書
- (2) 件名（品名）、金額、氏名等見積書に記載等を必要とする事項を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (7) 記載する見積書提出期限までに提出されなかった見積書
- (8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- (9) 前各号に掲げるほか、契約担当官等の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書

(契約相手方の決定)

第10条 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定するものとする。

2 契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申込みをした者が二人以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとする。

3 くじ引きは入札に関係のない陸上自衛隊関東補給処調達会計部の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

4 見積り合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知することとし、その他の通知は行わない。

(契約の締結)

第11条 契約の相手方は、契約書又は請書（以下「契約書等」という。）の作成を要する場合においては、契約担当官等から交付された契約書等の案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等から書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書等の案を提出しないときは、契約の相手方としての効力を失う。

3 契約の相手方が契約を結ばないとき及び前項の場合は、見積もった契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(契約書等の作成)

第12条 契約書等の作成の要否については、見積依頼書に記載する。

2 契約条項は、「補給本部標準契約書等」を適用する。契約内容により「標準契約書」によりがたい場合は、見積依頼書にその旨記載する。

(異議の申し立て)

第13条 本要領に基づく見積書を提出した者は、見積書提出後に、仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることができない。

(その他)

第14条 その他、本要領による契約は、次の事項によるものとする。

- (1) 都合により見積り合わせを取り止めることがある。
- (2) 見積書作成及び提出等にかかる費用は、全て見積り合わせに参加するものが負担する。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約担当官等は、契約の相手方を決定するために、見積り合わせ参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。
- (5) 契約の相手方として決定した者が正当な理由なく、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことができる。

陸上自衛隊関東補給処調達会計部におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です（詳細は下記にお問い合わせください）。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

| 一連<br>番号 | 件 名（品 名） | 納入(履行)場所 | 納 期<br>(履行期限) | 見積依頼書<br>公 表 日 | 見 積 書<br>提 出 期 限 | 見積合わせ<br>の 日 時 | 防衛省競争<br>参 加 資 格 | 備 考 |
|----------|----------|----------|---------------|----------------|------------------|----------------|------------------|-----|
|          |          |          |               |                |                  |                |                  |     |
|          |          |          |               |                |                  |                |                  |     |
|          |          |          |               |                |                  |                |                  |     |
|          |          |          |               |                |                  |                |                  |     |
|          |          |          |               |                |                  |                |                  |     |

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先  
〒  
住 所：  
契約機関名（担当）：  
電 話 番 号（内線）：  
F A X 番 号：
- 5 代金の支払は、すべて後払いです。  
適法な請求書を提出・受理後、約 1 か月後に銀行振込にてお支払いいたします。

## 見 積 書

|      |  |
|------|--|
| 通知番号 |  |
|------|--|

金額 ¥ (消費税及び地方税を含まない。)

| 品 名      | 規 格   | 単 位      | 数 量 | 単 価 | 金 額 |
|----------|-------|----------|-----|-----|-----|
|          |       |          |     |     |     |
|          |       |          |     |     |     |
|          |       |          |     |     |     |
|          |       |          |     |     |     |
|          |       |          |     |     |     |
| 納入（履行）場所 |       | 納期（履行期限） |     |     |     |
| 契約保証金    | （免 除） | 見積書有効期間  |     |     |     |

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任支出負担行為担当官（分任契約担当官）

陸上自衛隊関東補給処

調達会計部長

殿

住 所  
会 社 名  
代表者名  
担当者名  
連 絡 先